KISOGAWA
BISAI
ICHINOMIYA
★第４号★

一宮市・尾西市・木曽川町　■ 2004.3.1

合併協議会だより

発行：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会
編集：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局
住所：〒491-8501 一宮市本町２－５－６（一宮市役所西分庁舎２階）
TEL・FAX（共通）　0586－73－1031
URL http://www.ibk-gappei.jp/

contents 目次

１ページ：新市の名称決定
２～８ページ：合併協議会委員の変更、協議会・小委員会からの報告
９～15ページ：合併後の私たちの暮らし
15～16ページ：INFORMATION

新市の名称「一宮（いちのみや）市」で決定

第４回合併協議会が平成15年12月25日、尾西市商工会館で開かれ、新市の名称をはじめ、数多くの事項が決定されました。［詳しくは、９ページ参照］

住民説明会

第４回協議会では、谷一夫会長のあいさつの後、５つの小委員会の協議状況をそれぞれの委員長から、報告がされ、それをもとに協議が進められました。なかでも、基本的な事項である「新市の名称」については、様々なご意見が出されましたが、出席委員32名中、25名の賛成があり、「一宮（いちのみや）市」とすることが決定されました。

また、このほか、議員の任期・定数や国民健康保険、地方税、保育料など合併後、住民の皆様方に関わる重要な事項が決定されました。

この協議会での協議結果を受けて、平成16年１月17日から、２市１町、26会場で住民説明会が開催され、数多くの住民の皆様にご参加いただきました。

合併協議会委員の変更

合併協議会委員の変更が左表のとおりありました。

委員区分	2号委員（議員）
選出市町	尾西市
変更前	変更後
服部　豊 ⇨	天野　彰 （担当小委員会） 総務文教小委員会
浅田　清喜 ⇨	浅野　長祥 （担当小委員会） 新市建設計画作成等小委員会 厚生小委員会
北岸　節男 ⇨	足立　統三 （担当小委員会） 経済環境小委員会

協議会・小委員会からの報告

次のとおり、協議会・小委員会が開催されました。

第4回建設小委員会　12月18日㈭

【協議事項】

上・下水道事業（その2）については、次回の小委員会で引き続き協議することが確認されました。その他は、次のとおり決定されました。

① 使用料、手数料等の取扱いについて

(1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図る。

(2) 手数料については、住民負担の公平性を図るため合併時に統一する。

② 補助金、交付金等の取扱いについて

従来からの経緯、実績等に配慮し、調整する。

(1) 2市1町で同一あるいは同種のものについては、関係団体等の理解と協力を得て、できる限り早い時期に統一の方向で調整する。

(2) 各市町独自のものについては、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。

(3) 整理統合できるものについては、整理統合するよう調整する。

【提案事項】

次のとおり提案されました。

① 公共的団体等の取扱いについて

新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情等を尊重しながら統合・再編の調整に努める。

(1) 2市1町に共通している団体は、合併時に統合・再編するよう調整に努める。

(2) 2市1町に共通している団体で、実情により合併時に統合・再編できない団体は、合併後速やかに統合・再編するよう調整に努める。

(3) 独自の団体は、現行のとおりとする。

第5回厚生小委員会　12月18日㈭

【協議事項】

次のとおり決定されました。

① 高齢者福祉事業について

(1) 在宅老人介護用品給付事業は合併時に一宮市の事業に合わせる。ただし、支給限度額は年60、000円とする。

(2) ねたきり老人等見舞金給付事業は合併時に一宮市の事業に合わせる。

(3) 生きがい活動支援通所事業は新市において一定期間内に調整する。

(4) 軽度生活援助事業は合併時に一宮市の事業に合わせる。

(5) 配食サービス事業については合併時に事業を再編する。おおむね65歳以上のひとり暮らしの方（病弱な高齢者世帯を含む）に昼食を原則週7日配達し、利用者の負担金は1食250円とする。事業者への委託金額は1食につき650円から利用者負担金を引いた400円とする。

(6) 訪問理美容サービス事業は合併時に事業を再編する。対象者はおおむ

配食サービス事業（木曽川町）

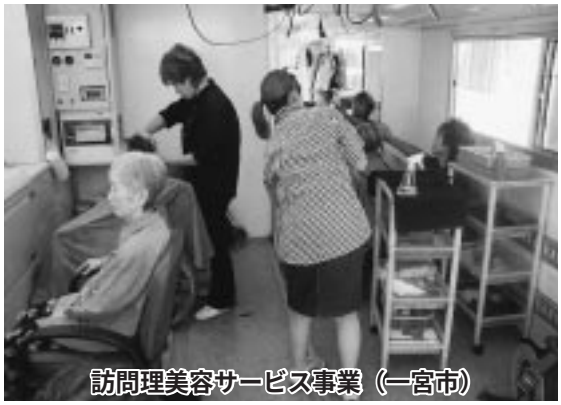
訪問理美容サービス事業（一宮市）

ね65歳以上の在宅でねたきりの高齢者とし、年6回利用可能とする。利用者負担金を1回あたり1、000円とし、事業者への委託金額は1回あたり3、700円から利用者負担金を引いた2、700円とする。

(7) 単位老人クラブ補助金及び老人クラブ連合会補助金は新市において一定期間内に調整する。

その際、補助金の内容及び金額について見直し、体系を整理する。

(8) 敬老会事業については新市において一定期間内に調整する。

(9) 基幹型在宅介護支援センターについては木曽川町の事業に合わせ実施する。なお、設置場所については合併時までに調整する。

高齢者慰問事業（一宮市）

(10) 敬老金支給事業については合併時に事業を廃止し、高齢者慰問事業については合併時に一宮市の事業に合わせる。

② 保育事業について

(1) 保育料については、一宮市の保育料に合わせる。ただし、木曽川町については経過措置として17年度から19年度にかけての3年間で階層間の増額分を段階的に調整する。

(2) 保育時間については、市民サービスの観点から公立の保育所について尾西市、木曽川町の保育時間を見直し、一宮市の制度に合わせる。

③ 国民健康保険事業の取扱いについて

被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、速やかに統一・調整する。ただし、木曽川町の医療保険分の税率については段階的に引き上げ、3年間で調整する。

④ 障害者福祉事業について

(1) 障害者手当給付事業については、合併後2年間は現在の給付水準を維持する。なお、合併後3年目以降は、尾西市の制度を基本にしつつ、重度障害者については類似団体の給付水準を踏まえ調整する。

(2) 支援費事業の利用者負担額については、合併時に一宮市の事業に合わせる。ただし、障害児のデイサービスについては、すべての階層で0円とする。

(3) 補装具自己負担額給付事業と日常生活用具自己負担額給付事業については、合併時に一宮市及び木曽川町の事業に合わせる。

(4) 福祉タクシー事業については、合併時に一宮市の事業に合わせる。ただし、福祉タクシー料金助成とリフト付タクシー料金助成の区別をなくし、初乗り料金以内の助成とする。

(5) 身体障害者配食サービス事業については、合併時に事業を再編する。ひとり暮らしの障害者（障害者のみの世帯等含む）に昼食を原則週7日配達する。1食650円とし、うち利用者の負担は1食250円とする。

⑤ その他の福祉事業について

(1) 民生委員児童委員については、原則として合併時に一宮市の事業に合わせる。

(2) 乳幼児医療費助成事業については、合併時に助成対象、助成内容等が異なる場合には、住民に対する高福祉の観点から統一する。

(3) 心身障害者医療費助成事業、母子家庭等医療費助成事業、老人保健医療給付事業については2市1町同じ事業のため現行のとおりとする。

(4) 精神障害者医療費助成事業、福祉給付金支給事業については一宮市の事業に合わせる。

⑥ 病院事業について

(1) 一宮市、尾西市、木曽川町が設置している病院については、基本的に

福祉タクシー事業（一宮市）

現行のとおり新市に引継ぎ、名称については一宮市立市民病院、一宮市立市民病院今伊勢分院、一宮市立尾西市民病院、一宮市立木曽川市民病院とする。

(2) 慣行料金については、合併時に統一する。

⑦ 使用料、手数料等の取扱いについて

⑧ 補助金、交付金等の取扱いについて

いずれも第4回建設小委員会での決定のとおり。

【提案事項】

① 公共的団体等の取扱いについて

第4回建設小委員会での提案のとおり。

消　防　団（木曽川町）

第4回総務文教小委員会 12月19日(金)

【協議事項】

次のとおり決定されました。

① 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

尾西市及び木曽川町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、一宮市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き新市の議員として在任する。

② 地方税の取扱いについて

地方税の制度が同じものについては現行のとおりとし、差異のあるものについては原則として一宮市の制度を適用する。

(1) 市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、市民税の均等割については合併後5年間は不均一課税とする。

(2) 法人市（町）民税の超過税率は、合併時に廃止する。

(3) 木曽川町の市街化区域内農地に係る課税については、平成22年度まで農地に準じた課税を行う。

(4) 事業所税については、合併が行われた日から起算して5年を経過する日までの間は課税しない。

③ 町名・字名の取扱いについて

町・字の名称については現行のとおりとし、「大字」を削除した名称に変更する。ただし、木曽川町においては葉栗郡木曽川町を一宮市木曽川町に置き換える。

④ 消防団の取扱いについて

(1) 消防団の組織体制については、現行の組織体制を基本に合併時に連合団とするが、その後調整する。

(2) 消防団員の階級及び報酬等については、当面現行のとおりとし、2年以内に調整する。

(3) 消防団の活性化推進事業等への補助金については、1分団当たり10万円とし、一宮市の家族研修会は廃止する。

(4) 消防団の出動体制については、合併後一定期間内に調整する。

(5) 消防車両、分団庁舎については現行の車両・庁舎を活用する。

(6) 市町の消防団操法大会は、合併時に廃止する。

⑤ 姉妹都市、国際交流事業について

(1) 萩原町及び馬瀬村との交流事業は、合併時にいったん廃止する。

(2) 一豊公&千代様サミットについては、新市においても引き継ぐ。

(3) 飛騨・木曽川・伊勢湾連携交流事業については廃止する。

(4) 中学生の海外派遣事業については、新市において速やかに調整する。

(5) 一宮市及び尾西市国際交流協会については、合併後一定期間内に組織・事業の統合を図る。

⑥ 交通関係事業について

(2)については、次回の小委員会で引き続き協議することが確認され、その他については、次のとおり決定されました。

(1) 循環バスについては当面現行のとおり継続し、新市において一定期間内に調整する。

(2) 交通安全教室については、一宮市・尾西市の制度を適用する。また、交通指導員は一宮市の制度に合わせるものとし、尾西市の交通指導員は合併後一定期間内に廃止する。

(3) 尾西市防犯交通協会については、合併時に廃止する。

中学生海外派遣事業（尾西市）

(4) 交通安全組織育成補助及び防犯活動支援については、一宮市の制度を適用する。

(5) 交通災害見舞金については、一宮市・尾西市の制度を適用する。

⑦ 学校教育事業について（その1）

(1) 就学援助費のうち準要保護世帯の給食費負担については、尾西市・木曽川町の制度に合わせる。

(2) 独立行政法人　日本スポーツ振興センター災害共済事業については、一宮市の制度に合わせる。

(3) 英語教育推進事業、各種大会事業については、合併後一定期間内に調整する。

(4) 学校給食事業については、当面現行のとおりとし一定期間内に食材の一括購入に向けて調整を図る。

英語教育推進事業（木曽川町）

⑧ 社会教育事業について

社会教育関連事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら、引き続き学習機会の提供等に努める。

(1) 生涯学習バス貸出事業については、現行のとおり継続する。

(2) 結婚相談事業については、合併時に廃止する。

(3) 体育協会及び体育指導員については、合併後一定期間内に組織・事業を統合するものとし、体育行事については統合・再編などの調整を行い、引き続きスポーツの振興に努める。

⑨ 使用料、手数料等の取扱いについて

⑩ 補助金、交付金等の取扱いについて

いずれも第4回建設小委員会での決定のとおり。

【提案事項】

次のとおり提案されました。

① 条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等は、一宮市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行う。

② 一部事務組合等の取扱いについて

尾西市及び木曽川町は、それぞれ加入している一部事務組合等から、合併の日の前日をもって脱退する。ただし、尾西地方特定公共下水道管理組合については合併の日の前日をもって解散し、事業については新市において行う。

③ 公共的団体等の取扱いについて

第4回建設小委員会での提案のとおり。

第6回新市建設計画作成等小委員会　12月22日(月)

【協議事項】

次のとおり決定されました。

① 新市の名称について

「一宮（いちのみや）市」に決定しました。

【合併に係る基本的事項について】

① 新市建設計画に係る事項について

新市の施策について意見交換がされました。

第４回合併協議会

② 「地域審議会の取扱い」及び「新市の自治のあり方」について

意見交換がされた後、地域審議会の取扱いについて次のとおり決定されました。

尾西市及び木曽川町の各区域に市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定による地域審議会を設置する。設置については、「地域審議会の設置等に関する協議」のとおりとする。

第4回合併協議会　12月25日(木)

【協議事項】

新市建設計画作成等小委員会関係

① 新市の名称について

「新市の名称は、一宮（いちのみや）市とする。」という提案に対し、意見交換がされた後、採決を行ったところ出席委員32人中25人の賛成があり、原案どおり決定しました。

② 地域審議会の取扱いについて

第6回新市建設計画作成等小委員会での決定のとおり。

総務文教小委員会関係

① 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

② 地方税の取扱いについて

③ **町名・字名の取扱いについて**

④ **消防団の取扱いについて**

⑤ **姉妹都市、国際交流事業について**

⑥ **交通関係事業（その1）について**

⑦ **学校教育事業（その1）について**

⑧ **社会教育事業について**

いずれも第4回総務文教小委員会での決定のとおり。

他については、次のとおり決定されました。

⑨ **納税関係事業について**

(1) 尾西市・木曽川町の督促手数料については、一宮市の制度を適用し合併時に廃止する。

(2) 納期前納付報奨金については同一の制度のため現行のとおりとする。

(3) 口座振替については、一宮市の制度を適用する。

(4) 納税組合については、一宮市のみ現行どおり実施するものとするが、できる限り速やかに廃止の方向で検討する。

⑩ **消防防災関係事業について**

原則として一宮市の制度を適用する。

(1) 少年消防クラブ等の防火協力団体については、原則として一宮市の制度に統合する。

(2) 地域防災計画については、新市において速やかに策定する。

(3) 防災会活動の推進については、一宮市の制度に合わせる。また、自主防災組織への補助金については、尾西市の制度を適用するが、訓練実施組織への補助は廃止するものとし、資機材購入費補助については、見直しのうえ実施する。

⑪ **市（町）立学校の通学区域について**

当面は現行どおりとするが、新市において小中学校通学区域審議会等を開催し、小中学校の適正規模と通学距離の適正化等について検討を行う。

⑫ **文化振興事業について**

(1) 文化、レクリエーション団体については、合併後2年以内に統合する。

(2) 美術展については、合併時に統合する。

(3) 文化財の保護、管理については一宮市の制度に合わせるものとし、文化財めぐり等については合併時に統合する。

(4) 文化ホール事業については、現行のとおり継続し、尾西市民会館友の会については新市においても適用する。

⑬ **コミュニティ施策について**

(1) 町内会の組織・謝礼・交付金等については、新市において一定期間内に調整する。

(2) 地域集会施設建設補助事業及び地域活動用掲示板設置補助事業については、一宮市の制度を適用する。

美　術　展（尾西市）

厚生小委員会関係

① **高齢者福祉事業について**

② **保育事業について**

③ **国民健康保険事業の取扱いについて**

④ **障害者福祉事業について**

⑤ **その他の福祉事業について**

⑥ **病院事業について**

いずれも第5回厚生小委員会での決定のとおり。

他については、次のとおり決定されました。

⑦ **保健衛生事業について**

2市1町それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、充実に努める。

(1) 基本健康診査及び各種がん検診は、原則として、合併時に一宮市の事業にあわせる。

(2) 乳幼児健康診査は合併時に新しい事業に統合する。

⑧ **児童福祉事業について**

(1) 単独の遺児手当については、合併時に尾西市の制度に統一する。

(2) 子ども会育成事業の連絡協議会については、合併後速やかに統合に向け協議を進め、補助金等についても調整を図る。

⑨ **健康づくり事業について**

(1) 健康づくり推進協議会は、合併時に統合する。

(2) 健康フェア及びウォーキング事業は、一宮市の事業に合わせる。

ウォーキング事業（一宮市）

衛生処理場（一宮市）

(3) 新市においての健康日本21市町村計画策定時には、木曽川町「健康づくりの町宣言」の趣旨を生かして策定し、市民自ら健康づくり推進員及び食生活改善協議会の会員として活動できる体制を確立する。

経済環境小委員会関係

次のとおり決定されました。

① 環境対策事業について

原則として市民生活に支障を来さないことを基本に、新市において調整・再編する。

(1) ごみ処理事業については、新市において合併後3年を目途に調整する。

(2) 生ごみ減量化推進補助事業は、原則として一宮市の制度を適用し、電動生ごみ処理機の限度額は尾西市・木曽川町に合わせる。

(3) し尿処理事業については、新市において合併後3年を目途に調整する。

(4) 合併処理浄化槽設置補助金については、尾西市の制度に合わせる。

(5) 火葬料金の市民の利用料は一宮市に合わせ、霊柩車運行事業は尾西市の制度に合わせる。

② 農林水産関係事業について

同一または類似する事業を統合または再編する。

(1) 農業振興地域整備事業については、各市町のこれまでの方針を考慮し、新市において速やかに新たな計画を策定する。

(2) 農漁業近代化資金利子補給事業については、一宮市の制度を適用する。

(3) 生産調整推進対策については、生産調整に関する国の動向を踏まえ、新市において調整する。

建設小委員会関係

次のとおり決定されました。

① 建設関係事業について

(1) 市町道の認定・廃止については合併時に一宮市の制度に合わせる。

(2) 公営住宅の使用料については、17年度については現行どおりとし、その後3年間で規定額の基準に統一する。

(3) 市街化区域及び用途地域及び防火地域等の見直しについては、新市移行後、「新市建設計画」等も踏まえ、「都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」を策定し、それに基づいて見直しを含め検討する。

② 上・下水道事業（その1）について

(1) 水道料金については、当面は旧市町の区域毎の料金体系で行う。2年以内に新市において統一する。なお、その際にメーター使用料を廃止する。

(2) 加入金については、合併時に一宮市の基準に合わせる。

(3) 下水道使用料については、当面は旧市町の区域毎の料金体系で行う。2年以内に新市において統一する。

（総務文教・厚生・経済環境・建設各小委員会共通）

③ 使用料、手数料等の取扱いについて

④ 補助金、交付金等の取扱いについて

いずれも第4回建設小委員会での決定のとおり。

第5回建設小委員会　1月19日(月)

【協議事項】

次のとおり決定されました。

① 上・下水道事業（その2）について

(1) 上・下水道ともに、合併時に会計の統一化を図り、下水道事業については企業会計で水道事業と同様の取扱いをしていく。

(2) 受益者負担金については、合併時に各市町の現行制度を新しい制度に統合する。

(3) 給水申込みに伴う手数料及び排水設備工事の申請に伴う手数料は、合併時に一宮市の制度に合わせる。

② 公共的団体等の取扱いについて

第4回建設小委員会での提案のとおり決定されました。

第5回経済環境小委員会　1月22日(木)

【協議事項】

① 公共的団体等の取扱いについて

第4回建設小委員会での提案のとおり決定されました。

【提案事項】

次のとおり提案されました。

① 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

(1) 尾西市及び木曽川町の農業委員会は、一宮市の農業委員会に統合する。

(2) 尾西市及び木曽川町の農業委員会の委員のうち、選挙による委員は市町村の合併の特例に関する法律第8

条第1項第2号の規定により、一宮市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き在任する。

② **その他事業について**

競輪事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

第6回厚生小委員会　1月22日(木)

【協議事項】

① **公共的団体の取扱いについて**

第4回建設小委員会での提案のとおり決定されました。

第7回新市建設計画作成等小委員会　1月23日(金)

【合併に係る基本的事項について】

① **新市建設計画（案）について**

② **新市の自治のあり方について**

いずれも意見交換がされました。

第5回総務文教小委員会　1月23日(金)

【協議事項】

① **条例、規則等の取扱いについて**

② **一部事務組合等の取扱いについて**

③ **公共的団体等の取扱いについて**

いずれも第4回総務文教小委員会での提案のとおり決定されました。

④ **交通関係事業について（その2）**

交通安全教室については、一宮市・尾西市の制度を適用する。また、交通指導員は一宮市の制度に合わせ、尾西市の交通指導員は合併後一定期間内に廃止する。

【提案事項】

次のとおり提案されました。

① **電算システム事業について**

システムの統合を図り、住民サービスの低下を招かないよう調整する。

【議会の議員の報酬について】

① **議会の議員の報酬について**

意見交換がされました。

第5回合併協議会　1月28日(水)

【協議事項】

総務文教小委員会関係

① **条例、規則等の取扱いについて**

② **一部事務組合等の取扱いについて**

いずれも第4回総務文教小委員会での提案のとおり決定されました。

③ **公共的団体等の取扱いについて**

第4回建設小委員会での提案のとおり決定されました。

④ **交通関係事業（その2）について**

第5回総務文教小委員会での決定のとおり決定されました。

厚生小委員会関係

① **公共的団体等の取扱いについて**

第4回建設小委員会での提案のとおり決定されました。

経済環境小委員会関係

① **公共的団体等の取扱いについて**

第4回建設小委員会での提案のとおり決定されました。

建設小委員会関係

① **上・下水道事業（その2）について**

第5回建設小委員会での決定のとおり決定されました。

② **公共的団体等の取扱いについて**

第4回建設小委員会での提案のとおり決定されました。

競輪事業（一宮市）

交通安全教室（尾西市）

第5回合併協議会

合併後の私たちの暮らし

第４回合併協議会までに私たちの暮らしに関わる主な事項が決定されました。これを受け、１月17日(土)の一宮市消防本部大会議室を皮切りに２市１町26会場で住民説明会を行いました。多くの方にご参加をいただき、誠にありがとうございました。その資料の一部をご紹介します。

❶基本的な事項

合併の方式

「対等合併・編入方式」とします。

新市の事務所の位置

・一宮庁舎（本庁）
・尾西庁舎
・木曽川庁舎
として活用していきます。

地域審議会

合併後も地域住民の声を施策に反映させるために、現在の尾西・木曽川地区に設置します。

合併の期日

平成17年３月を目標とします。

新市の名称

一宮（いちのみや）市とします。公募により募集し、合併協議会で決定しました。
【応募総数】２,６２４件
【名称の種類】２９８種

財産の取扱い

尾西市及び木曽川町の財産(権利及び義務を含む)及び公の施設は、すべて一宮市に引き継ぎます。

❷住民の負担

地方税

○市町民税・固定資産税
合併後も標準税率を適用します。
（２市１町同率）
○法人税割
標準税率（１２・３％）とし尾西市の超過税率は合併時に廃止します。
○事業所税
事業所床面積１,０００㎡超え、または従業員数１００人超えの事業所が課税されます。
※合併後５年間は事業所税は課税されません。

保育料

○一宮市の保育料に合わせます。
※木曽川町については17年度から19年度にかけて増額分を段階的に調整します。

公立保育園	月曜日～金曜日	土曜日
通常保育	8時～18時	13時まで
延長保育	7時30分～19時	17時まで

給食費

○当面は現行のとおりとし、合併後一定期間内に調整します。

	一宮市	尾西市	木曽川町
小学校	192円/食	230円/食	240円/食
中学校	223円/食	260円/食	270円/食

上・下水道料金

○水道料金
当面は旧市町の区域毎の料金体系のままとし、合併後2年以内に統一します。なお、その際に、メーター使用料を廃止します。

○水道加入金
一宮市の基準に合わせ、権利の取扱いは、合併後1年以内に調整します。

○給水申込みに伴う工事負担金
840,000円を超えた額

○下水道使用料
当面は旧市町の区域毎の使用料体系のままとし、合併後2年以内に統一します。

○下水道受益者負担金
単位負担金額を190円／㎡とする。

主な使用料・手数料

○施設の使用料は、原則として現行のとおりとします。

○住民票の写し　1通　200円
○印鑑登録証明　1通　200円
○戸籍謄本・抄本　1通　450円
○住民基本台帳カード　1件　500円
○所得証明　1通　200円

公営住宅

○家賃は17年度については現行のとおりとし、その後3年間で規定額の基準に統一します。

③住民サービス―保健・福祉関係

介護保険

保険料	34,600円 保険料基準額（第3段階）
納期	8期（7月～2月）
給付	現行のとおり

乳幼児医療

○就学前までの入・通院医療費は無料となります。

障害者福祉

○障害者手当
合併後2年間は、各市町現行のとおりとします。
※重度障害者については合併後3年目以降見直します。

○福祉タクシー（リフト付タクシー含む）助成
年30回
初乗り料金以内

○補装具及び日常生活用具の給付
補装具の交付及び修理、日常生活用具の給付については、全額公費負担とします。
※高額の所得税課税世帯は除く。

○支援費事業
低所得者層に対して、市独自に利用者負担額を低く設定します。
※障害児のデイサービス
すべての階層で利用者負担額は無料

国民健康保険

○サービスの均一化や負担の公平に留意し、速やかに統一・調整します。
※資産割を段階的に廃止します。
※木曽川町の医療保険分の税率については、段階的に引き上げ、20年度に統一します。

高齢者福祉

○ねたきり老人等への見舞金の支給
【対象者】要介護4または5の高齢者
【支給額】月額　5,000円

○敬老金の支給　廃止します。

○在宅老人への介護用品の給付
【対象者】要介護4または5の高齢者を在宅で介護している家族等
【給付内容】年額60,000円を上限として、介護用品または医薬品券を給付

○配食サービス
【対象者】おおむね65歳以上のひとり暮らしの方
【負担金】1食250円
※ひとり暮らしの障害者に対しても実施

○訪問理美容サービス
【対象者】おおむね65歳以上の在宅でねたきりの高齢者
【交付】年6枚のサービス券
【負担金】1,000円／回

児童福祉

○学童保育（月曜日～土曜日）

児童館	通常日	13時～19時
	学校休業日	7時30分～19時
児童クラブ	通常日	13時～18時
	学校休業日	8時30分～18時

○遺児手当（市町単独）
【対象者】　母子家庭の児童（18才まで）
【支給額】　2,000円／人（所得制限あり）

保健衛生

	対象者	費用
胃がん検診	40歳以上の方	1,000円
子宮がん検診	30歳以上の方	500円
肺がん検診	40歳以上の方	無料
乳がん検診	30歳以上の方	無料
大腸がん検診	40歳以上の方	無料

病院

一宮市立市民病院
一宮市立市民病院今伊勢分院
一宮市立尾西市民病院
一宮市立木曽川市民病院
として運営していきます。

③住民サービス―住民生活関係

交通関係

○市内循環バス、公共施設巡回バス
当面は現行のとおり継続し、合併後一定期間内に調整します。

○交通災害見舞金
・掛金なし
・見舞金　死亡　150,000円
　　傷害　30,000円

○防犯灯補助金
【新　設】
蛍光灯　12,000円／灯
水銀灯　17,000円／灯　等
【維持費】
白熱灯・蛍光灯　1,080円／灯
水銀灯・蛍光灯　1,490円／灯

消防関係

○地域防災計画
災害時に支障のないよう合併後、新たに作成します。

○災害対策
耐震性貯水槽を小学校区単位で整備します。

○消防団の組織体制
当面は、現行の消防団はそのままとし、2市1町の消防団を1つにまとめた連合団を組織します。
なお、合併後望ましいあり方を検討していきます。

広報及びコミュニティ

○広報誌の発行
合併後も引き続き実施し、情報提供に努めます。

○町内会の組織・謝礼・交付金等
当面は現行のとおりとし、合併後一定期間内に調整します。

男女共同参画

○情報誌の発行等、今後もより一層の充実を図ります。

環境対策

○ごみ分別、収集回数、収集方法
合併後一定期間（3年程度）に調整します。

○ごみ出し袋
透明・半透明袋を利用し、ごみの分別等も含め新方式に調整します。

○粗大ごみの手数料
800円／個

○合併処理浄化槽設置補助金

5人槽	236,000円
6～7人槽	274,000円
8～10人槽	346,000円
11～20人槽	654,000円
21～30人槽	1,112,000円
31～50人槽	1,492,000円

❸住民サービス―教育関係

市（町）立学校の通学区域

○当面は現行のとおりとし、合併後、見直しを含め検討します。

社会教育

○市民会館友の会
尾西市民会館友の会をベースに全市で実施します。

○文化・レクリエーション団体
合併後2年以内に統合します。

○生涯学習バスの貸出
全市で継続します。

学校教育

○準要保護世帯への就学援助費
・給食費は全額公費負担とします。
・新入学児童生徒用品費等
小学校　19,900円／人
中学校　22,900円／人
※要保護世帯を除く

○奨学金制度
合併後2年以内に調整します。

○私立高等学校等授業料助成
年額　10,000円（所得制限なし）

○日本スポーツ振興センター災害共済掛金（小学校・中学校）
年額　420円／人

○英語指導助手（A.E.T）
合併後一定期間内に調整します。

❸住民サービス―商工観光関係

中小企業融資制度

○【対象者】中小企業者
・事業に必要な資金融資
・信用保証料の助成
・貸付利子の一部補助

観光イベント

○従来どおり実施します。
・おりもの感謝祭
一宮七夕まつり
・びさいまつり
・一豊まつり　ほか

❹その他

議会の議員の定数及び任期

○尾西市及び木曽川町の議会の議員は、一宮市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き在任します。
なお、議員報酬については、今後、協議していきます。

町名・字名

○「大字」を削除した名称に変更します。
ただし、木曽川町においては、葉栗郡木曽川町を一宮市木曽川町に置き換えます。

（例）

合併前	合併後
一宮市大字大毛	一宮市大毛
尾西市起	一宮市起
木曽川町大字黒田	一宮市木曽川町黒田

❺今後協議する事項

○新市の組織・窓口業務
○特別職（首長・助役・収入役等）の身分
○職員の身分（給料等）の取扱い
○少人数学級のあり方

先導的プロジェクト

水と緑のネットワーク構想

木曽の清流に育まれた豊かな自然環境を最大限に生かし、どこに住んでいても、水環境や緑などの自然や自然を生かしたレクリエーション空間などが身近に感じられる、うるおいある環境整備や、環境にやさしい都市システムづくりに重点的に取り組みます。

◇木曽川河川敷公園整備（及び遊歩道整備）（尾西地区）
◇公園・緑地・緑道整備
◇総合体育館建設（一宮地区）
◇余熱利用施設建設（一宮地区）
◇環境対策事業（環境基本計画の推進、下水道整備、廃棄物対策）

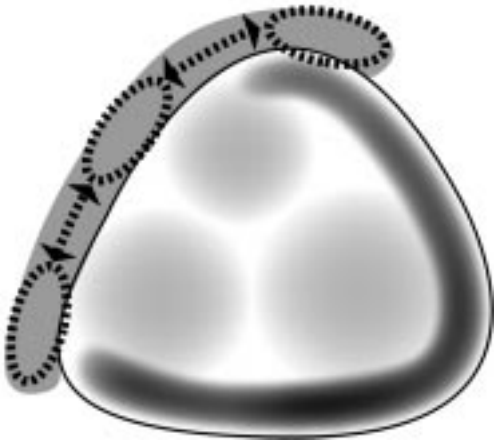

個性が輝く生きがいのまち構想

個々人の価値観が多様化していく中で、地域の伝統や文化を活かしながら、様々な生きがい活動、自己実現活動が展開できる地域づくりに重点的に取り組みます。

◇福祉・医療施策の充実
◇文化会館建設（木曽川地区）
◇市民文化会館自主事業の充実
◇親水的スポーツ・レクリエーション施設建設（木曽川地区）
◇公民館の充実
◇生涯学習機会の充実

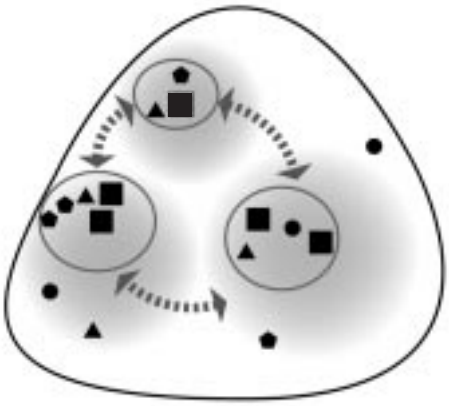

■ 市民会館等　● 文化広場　▲ 図書館　⬟ 博物館等

いきいき交流都市構想

合併を機に、新市内の結びつきを一層強めるとともに、広域交通の利便性を活かし、広域的な拠点性を一層高め、地域内外の交流を一層促進するため、東西軸・南北軸の幹線道路網整備と広域拠点性の向上に重点的に取り組みます。

◇一宮駅周辺開発（尾張一宮駅ビルのリニューアル検討含む）
◇インターチェンジ周辺開発
◇ＪＲ木曽川駅周辺整備
◇幹線道路網整備

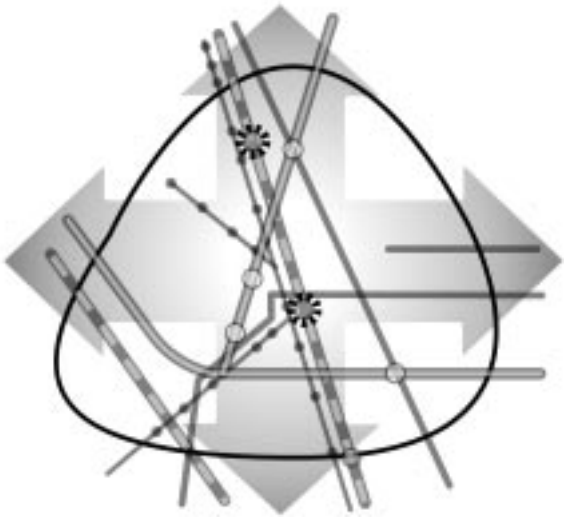

主要事業位置図

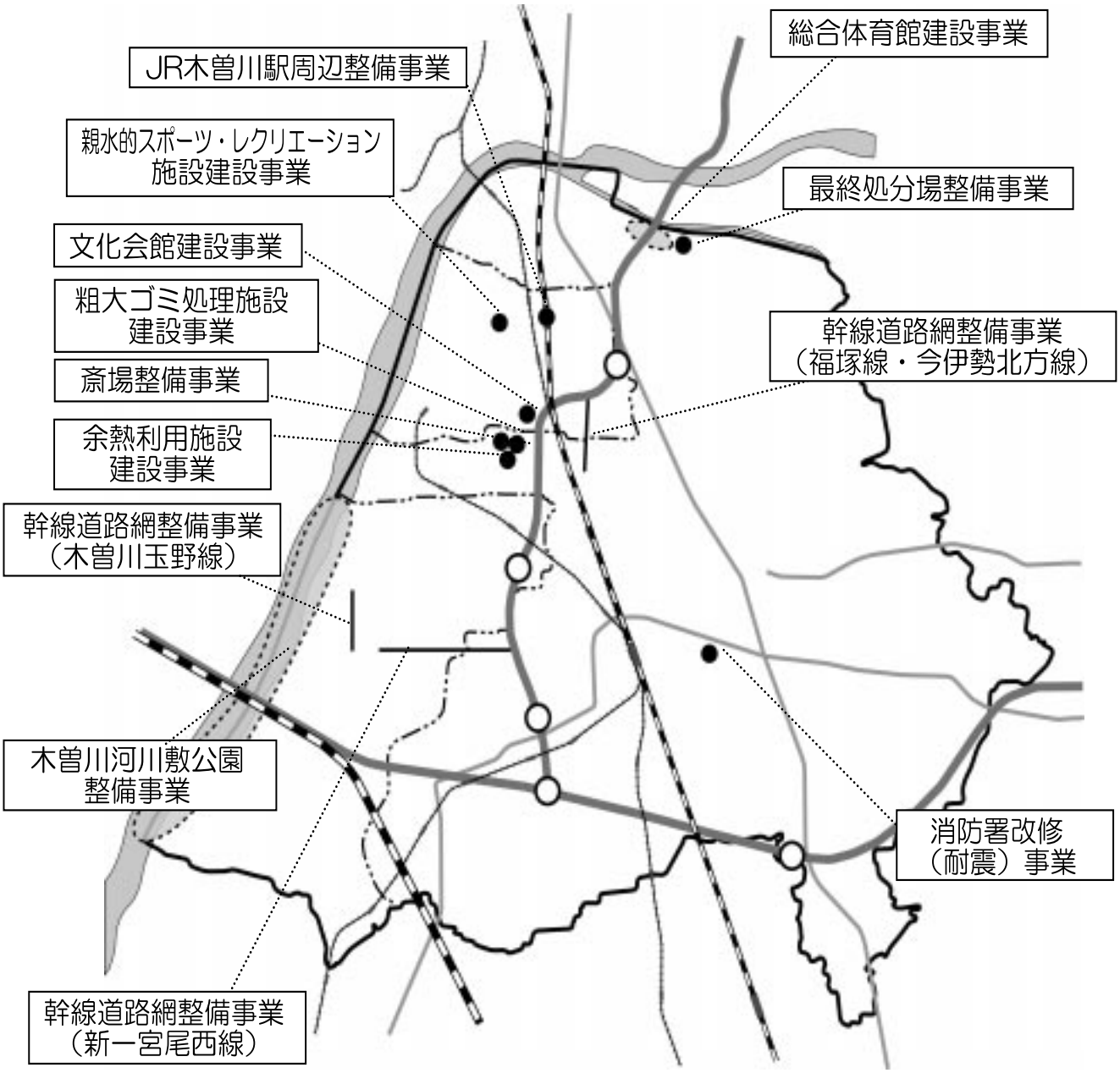

その他主要事業
◇防災関係機関連携（防災無線）強化事業
◇河川等水位監視システム整備事業
◇学校施設改修（耐震）事業
◇市営住宅建設事業
◇合併市町村振興基金

平成17年度～26年度の財政推計（合併後10年間）

この推計は、現段階での協議結果及び事務局案に基づき推計しております。
建設計画事業、事務事業の調整結果など合併協定項目の協議結果によって変動します。

単位：百万円

歳　入	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
地　方　税	41,927	41,194	41,645	42,125	41,402	43,484	43,832	43,013	43,415	43,813	425,850
地方交付税	9,908	9,399	8,982	8,492	10,803	9,230	9,424	9,602	9,687	9,842	95,369
国・県支出金	10,636	11,106	11,673	11,570	9,717	9,987	9,644	9,507	9,507	9,507	102,854
市　　債	15,580	11,961	15,421	14,519	12,110	14,105	12,436	12,125	11,476	11,333	131,066
その他収入	15,402	15,408	15,740	15,962	15,418	15,418	15,418	15,418	15,418	15,418	155,020
歳入計	93,453	89,068	93,461	92,668	89,450	92,224	90,754	89,665	89,503	89,913	910,159

歳　出	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
人　件　費	18,410	18,545	18,472	17,929	18,008	17,329	18,028	17,358	17,425	16,771	178,275
物　件　費	15,037	14,779	14,923	14,972	15,207	15,132	15,204	15,278	15,351	15,425	151,308
扶　助　費	12,082	12,180	12,250	12,351	12,453	12,600	12,619	12,639	12,664	12,694	124,532
補助費等	10,751	10,865	10,986	11,104	11,235	11,312	11,395	11,474	11,552	11,624	112,298
普通建設事業費	15,036	14,505	17,530	16,435	11,906	14,600	12,328	11,813	11,032	10,882	136,067
公　債　費	8,382	8,546	8,725	9,057	9,838	9,855	9,611	9,778	9,660	10,220	93,672
その他経費	13,964	10,192	10,461	10,835	10,723	10,729	10,735	10,741	10,747	10,753	109,880
歳出計	93,662	89,612	93,347	92,683	89,370	91,557	89,920	89,081	88,431	88,369	906,032

歳入－歳出	△209	△544	114	△15	80	667	834	584	1,072	1,544	4,127

合併する場合の形式収支（歳入－歳出）の推移

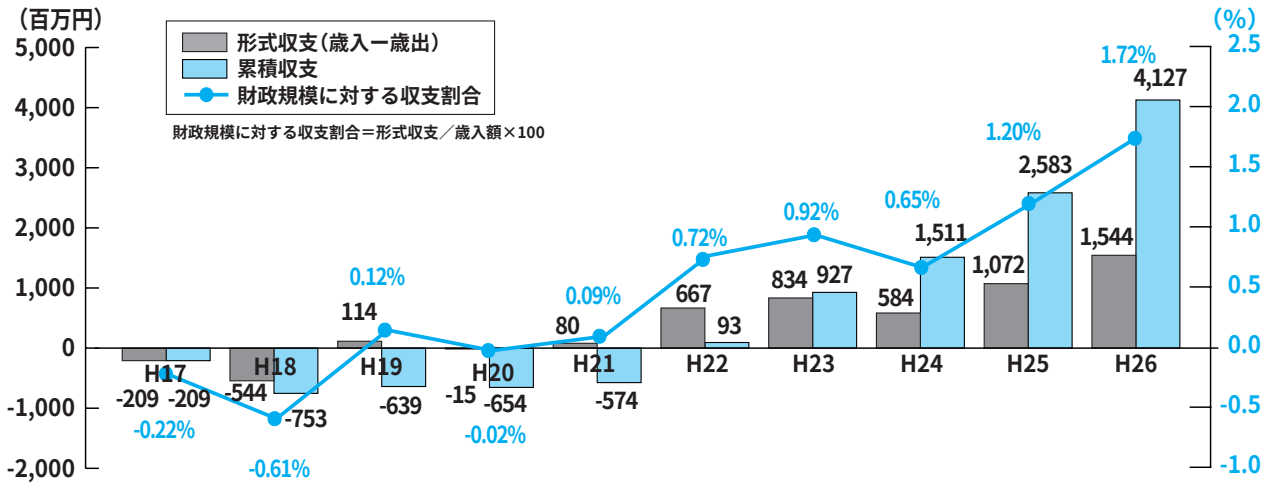

合併協議会・各小委員会開催日程

	合併協議会	新市建設計画作成等小委員会	総務文教小委員会	建設小委員会
3月	3月3日(水) 14：00～ 尾西市商工会館3階 研修大ホール	3月29日(月) 9：30～ 一宮地場産業ファッションデザインセンター2階 第1会議室	3月25日(木) 14：00～ 一宮市役所2階 大会議室	3月31日(水) 14：00～ 木曽川町役場3階 大委員会室
4月	4月2日(金) 14：00～ 一宮地場産業ファッションデザインセンター2階 展示ホール			

※都合により、日程等が変更になる場合があります。
※厚生、経済環境小委員会は、開催予定はありません。

INFORMATION ＊お知らせ＊

今後の会議の予定

今後の会議の予定について、お知らせします。

住民意識調査へのご協力誠にありがとうございました。

当協議会では、一宮市、尾西市、木曽川町にお住まいの18歳以上の方1万人を対象に2市1町の合併についての住民意識調査を実施いたしました。

現在、事務局で集計、分析を行っています。この結果につきましては、後日改めまして、皆様にご紹介してまいります。

調査へのご協力、誠にありがとうございました。

ご意見・ご質問をお待ちしています。

一宮市・尾西市・木曽川町の合併についてご意見、ご質問のある方は、お気軽に下記一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局までご連絡ください。協議会のホームページでも情報を提供しておりますので、アクセスしてください。

リアルタイムな情報を！

当協議会は、地域の皆様に積極的に情報を提供するため、原則として協議会を公開しています。どなたでも傍聴ができますので、是非会場までお越しください。なお、会場の都合上、傍聴人数は先着順で30名とさせていただきますので、予めご了承ください。

※資料は閲覧できます。
協議会等で用いた資料、会議録は、協議会事務局または各市町の資料コーナー等で閲覧ができますので、ご利用ください。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局

〒491－8501　一宮市本町2丁目5番6号(一宮市役所西分庁舎２階)
TEL・FAX(共通)　0586－73－1031
ホームページアドレス　http://www.ibk-gappei.jp/
Eメールアドレス　info@ibk-gappei.jp

各市町の合併担当課は
一宮市企画部企画政策課　TEL 73－9111　内線2112
尾西市企画部企画政策課　TEL 63－4815（直通）
木曽川町総務部企画課　TEL 87－1111　内線220

協定項目進捗状況一覧

平成16年１月28日現在

協定項目番号	協定項目名	進捗状況
1	合併の方式	◎
2	合併の期日	◎※
3	新市の名称	◎
4	新市の事務所の位置	◎
5	財産の取扱い	◎
6	地域審議会の取扱い	◎
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い	◎
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	○
9	地方税の取扱い	◎
10	一般職の職員の身分の取扱い	▲
11	特別職の身分の取扱い	▲
12	条例、規則等の取扱い	◎
13	事務組織及び機構の取扱い	▲
14	一部事務組合等の取扱い	◎
15	使用料、手数料等の取扱い	◎
16	公共的団体等の取扱い	◎
17	補助金、交付金等の取扱い	◎
18	町名・字名の取扱い	◎
19	慣行の取扱い	▲
20	国民健康保険事業の取扱い	◎
21	介護保険事業の取扱い	◎
22	消防団の取扱い	◎
23	各種事務事業の取扱い	
－01	女性政策事業	◎
－02	姉妹都市、国際交流事業	◎
－03	電算システム事業	○
－04	広報広聴関係事業	◎
－05	納税関係事業	◎
－06	消防防災関係事業	◎
－07	交通関係事業	◎
－08	窓口業務	▲
－09	保健衛生事業	◎
－10	障害者福祉事業	◎
－11	高齢者福祉事業	◎
－12	児童福祉事業	◎
－13	保育事業	◎
－14	生活保護事業	◎
－15	その他の福祉事業	◎
－16	健康づくり事業	◎
－17	病院事業	◎
－18	環境対策事業	◎
－19	農林水産関係事業	◎
－20	商工・観光関係事業	◎
－21	勤労者・消費者関連事業	◎
－22	建設関係事業	◎
－23	上・下水道事業	◎
－24	市（町）立学校の通学区域	◎
－25	学校教育事業	△
－26	文化振興事業	◎
－27	コミュニティ施策	◎
－28	社会教育事業	◎
－29	その他事業	○
24	その他	
25	新市建設計画に係る事項	○

基本方針が確認された項目◎　協議中の項目○
一部確認された項目△　今後協議する事項▲
※一旦確認されましたが、後日あらためて詳しい事項が決定されます。